

# 松戸市農業委員会総会議事録

令和7年9月11日

## 令和7年松戸市農業委員会9月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和7年9月11日午前10時00分松戸市農業委員会総会を  
松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

### 1. 出席委員

1番 杉 浦 昌 平	3番 横 山 定 勝
5番 渡 邊 洋 子	6番 加 藤 万里子
7番 山 口 輝 雄	8番 戸 張 嘉 宣
9番 岩 佐 忠 夫	10番 川 上 博 久
11番 渡 来 和 治	12番 渡 邊 慶 弘
13番 鈴 木 繁 一	14番 湯 浅 孝 一
15番 相 田 敏 克	
明・矢切区域 斎 藤 香	明・矢切区域 平 川 正 俊
東部区域 湯 浅 雅 之	常盤平・五香区域 山 崎 唯 司
馬橋・小金区域 湯 浅 清	

### 1. 欠席委員

2番 杉 浦 勇 司 馬橋・小金区域 小 林 直 一

### 1. 事務局出席職員

事務局長 加 藤 広 之	事務局長 補佐兼 庶務係長	武 井 博 子
係 長 横 田 智 之	主任主事	井 堀 寛 生

## 開会 午前10時00分

議長 定刻となりましたので、ただいまより令和7年9月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が5名でございます。したがいまして、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

---

### ◎議事録署名委員の選任

議長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号6番、加藤万里子委員、議席番号8番、戸張嘉宣委員の両委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出はございませんでした。

議長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんでした。

---

### ◎議案の提出

議長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号となっております。

なお、報告事項については第1号から第6号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

---

### ◎議案第1号

議長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いします。

第2審査会第1審査班座長 議席番号12番、渡邊慶弘です。

去る9月3日水曜日、議案第1号のため、第2審査会第1審査班が招集され、審査会の座

長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、岩佐忠夫農業委員、湯浅雅之推進委員、齋藤香推進委員、私の4名により詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、1号について申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてをご説明します。

議案書の1ページ、議案参考資料については1ページから2ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の1ページのところでございます。

申請地は3筆で、面積は合計2,042平方メートル、現況は雑草が繁茂していることを確認いたしました。権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、農業規模拡大のため、譲渡人の申請理由は、後継者不在及び高齢により農業規模縮小のためです。譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。

また、譲受人の耕作従事日数は、構成員2人で600日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えていました。

農機具については、耕運機2台、トラクター2台、田植機2台、コンバイン1台、動噴1台、貨物自動車3台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、サツマイモの栽培を行うとのことです。

以上、審査会では、議案第1号について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものではなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断しました。これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしくお願いします。

**議 長** ただいま座長より、許可すべきとの意見がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

はい、湯浅雅之委員。

**湯浅（雅）推進委員** 推進委員の湯浅雅之でございます。

現地は草や木が生い茂っている状態なので、その訳を質問したところ、譲渡人の息子さんが畑をやっていたんですが、亡くなったということで、トラクターを運転する人がいなくなり、このような状態になってしまったとのことです。

次に何を栽培する予定かと聞きましたら、本来はイチゴを作りたいんですが、木を伐採、

抜根して草もきれいにしなくてはならないので、とりあえずはサツマイモを作るとのことでした。

以上のことから、特に問題のない案件だと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま湯浅雅之委員より意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようあります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書2ページ、報告事項1から9ページの報告事項6についてご報告させていただきます。

まず、2ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、7月分として相続による所有権移転により2件の届出を受理しました。

なお、あっせん希望はありませんでした。

次に、3ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、3ページに記載のとおり、7月分として田2件、624平方メートル、畑8件、3,423平方メートル、合計10件、4,047平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、4ページから6ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、6ページに記載のとおり、田3件、1,347平方メートル、畑23件、4,487平方メートル、合計26件、5,834平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、7ページ、報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、合意解約の通知が1件ありました。

次に、8ページ、報告事項5 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務

局より1件の照会があり、非農地回答をいたしました。

次に、9ページ、報告事項6 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、1件交付しました。また、引き続き農業経営を行っている旨の証明書は、9件交付しました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございました。

---

#### ◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和7年9月総会を終了いたします。

閉会 午前10時10分